

平成19年10月26日

各位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 福井 政文
(コード 2388 大証ヘラクレスG)
問合せ先 取締役管理部長 竹村 卓郎
(TEL. 03 - 5217 - 0723)

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会の決議について

当社は、平成19年10月25日開催の取締役会において、会社法第362条第4条第6号が求める体制の整備につき、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

(基本方針)

1. 「取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

役職員の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシー（企業行動基準、企業行動憲章等）を定め、それを全役職員に周知徹底させる。

コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部門が定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、実施する。

役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成する。

2. 「取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」

重要な意思決定および報告に関しては、文書の作成、保存および廃棄に関する文書管理規定を見直し再策定する。

3. 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

リスク管理担当役員を置き、リスク管理部門がリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。

各事業部門（子会社含む。）は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。それぞれの長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。

4. 「取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制」

中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその業績の評価方法を明らかにする。

事業部制等を採用し、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図る。

意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については臨時取締役会を開催して意思決定を行う。

5. 「会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - 担当部門を設置して、子会社管理規程を再検討し、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
 - リスク管理部門は、グループ全体のリスクの評価および管理の体制を適切に構築し、運用する。
 - 適正な業務遂行を確認するため、適宜、当社内部監査担当部門による監査を実施する。
6. 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制」
 - 監査役を補助すべき使用人として、専任組織を置き、必要な人員を配置する。
7. 「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項」
 - 補助すべき使用人の人事に関する事項については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
8. 「取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制」
 - 取締役会その他、重要会議への監査役の出席、業務の状況を担当部門より監査役へ定期的に報告する。
 - 取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
 - 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
9. 「その他の監査役の監査が有効に行われることを確保するための体制」
 - 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

以上